

# 令和 6 年度実施 定期監査報告

## 1. 監査の結果に関する報告

- (1) **監査基準の準拠** 本監査は、夕張市監査基準第 4 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項に準拠し実施した。
- (2) **監査等の種類** 地方自治法第 199 条第 4 項に基づく定期監査
- (3) **監査等の対象** 令和 5 年度における市の財務に関わる関係書類
- (4) **監査等の着眼点** 地方自治法、夕張市契約規則その他法令に適合して実施しているか、を主な着眼点とした。
- (5) **監査等の主な実施内容** 契約書類等の監査及び関係職員からの内容聴取
- (6) **監査等の実施場所及び日程**
- |      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 実施場所 | 監査事務局                           |
| 日 程  | 令和 6 年 9 月 15 日～令和 7 年 2 月 27 日 |
- (7) **監査等の結果**

今回実施した令和 6 年度定期監査において気付いた事項のうち、特に今回伝えるべきものを下記に記す。

なお、係ごとにまとめた指摘事項等の詳細は別添とする。

### ① 以下の例に示すとおり、事務処理上のケアレスミスが散見

- i) 起案時に契約方法（競争入札、随意契約）を示す際、根拠法令の記載誤り（条番号違い等）。
- ii) 夕張市契約規則第 19 条の 3（予定価格を記載した書面の省略）の解釈誤り。
- iii) 同規則第 35 条による検査調書、第 37 条による書面による受渡しがなされていない。
- iv) 地方自治法施行令第 143 条で示す会計年度所属区分どおりに会計年度を捉えていない。

### ② 長期継続契約に関する法令上の認識不足

- i) 夕張市長期継続契約ができる契約に関する条例が示す契約期間と、実際行った契約期間との不整合。（準備期間を契約期間に不算入としていた）
- ii) 起案で長期継続契約としながら、契約書上においては契約期間を単年度かつ自動継続可能とする条項を用いるなど、長期継続契約とは言い難い契約を締結している事例あり。（契約に自動継続可能な条項を入れる場合は、長期継続契約

ではなく事前に債務負担行為の設定が必要)

### ③ 補助事業のあり方

- i) 「特定団体へ助成」することを指定した市への寄付金に基づき実施する特定団体への助成が、地方自治法第 232 条の 2 に規定する「地方自治体が補助をできる要件（公益上必要な場合）」に該当しうるのか疑問であり、当該寄附の受領を含め整理が必要。
- ii) 被補助者からの実施報告に基づき補助額の確定を行っていない事案あり。
- iii) 第三者への事業委託と補助との区別が不明確な事案あり。
- iv) 上記等に鑑みて、市が行う補助事業について、その効果、公益性等に照らした総点検を一度するべきものとする。

### ④ 総論

以上、職員においては、総じて過去の書類もしくは電子ファイルをそのままコピー&ペースト（いわゆるコピペ）してそのまま事務処理してしまうことが多く、決裁する側もそのチェックが正しくなされていないのではと思慮するところ。

今一度、事務を行う際に「何を根拠とすべきか」「それは法令のどこに記載されているのか」を常に確認する癖を職員個々に植え付けていただきたい、と申し上げる。

(8) その他必要と認める事項      なし

2. 監査の結果に関する報告に添える意見      なし

3. 監査の結果に関する報告に係る勧告      なし